

長岡市告示 194号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下水（雨水を除く。）の排除及び処理をすべき区域等を次のように告示します。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課及び寺泊支所産業建設課において一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 供用及び処理の開始年月日  
令和7年3月31日
- 2 下水の排除及び処理をすべき区域
  - (1) 和島処理区  
寺泊木島、寺泊夏戸、寺泊五分一及び寺泊裕田の各一部
  - (2) 寺泊処理区  
寺泊新長、寺泊敦ケ曾根、寺泊北曾根、寺泊竹森、寺泊郷本及び寺泊吉の各一部
- 3 下水の排除及び処理をすべき区域の図  
別紙図面のとおり
- 4 分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
  - (1) 長岡市島崎2289番地  
和島浄水センター
  - (2) 長岡市寺泊湊町7181番地30  
寺泊浄化センター